

## 長泉町建設関連業務委託における最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長泉町が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする」ということができる。」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする業務)

第2条 この要領は、予定価格が50万円を超える建設関連業務を対象とする。ただし、予定価格50万円以下の建設関連業務であっても、町長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書及び仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算して得た額とする。ただし、当該額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は、万円単位とし、万円未満の端数は切り捨てる。

3 第1項の規定による算定が困難な場合又は業務等の種類及び内容により同項の規定による算定が適当と認められない場合若しくは特別な業務等における最低制限価格については、第1項の規定にかかわらず、10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

4 第1項の規定により定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に記載する。  
（入札参加者への周知）

第4条 入札執行者は最低制限価格制度が適用される工事等の入札を行う場合には、入札公告、指名通知書等によりその旨を周知するものとする。

（開札処理）

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は当該入札者を落札者とししないものとし、落札者とししない旨を通知するものとする。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。